

平成19年9月4日

知事定例記者会見資料

平成19年9月4日に「ユニバーサルデザイン推進本部」を設置しました。概要は次のとおりです。

経緯	<p>関係する法令等</p> <p>平成 5年10月 「山梨県障害者幸住条例」公布、施行</p> <p>平成16年 3月 「新たなやまなし障害者プラン」策定</p> <p>平成17年 7月 「ユニバーサルデザイン政策大綱」制定(国土交通省)</p> <p>平成18年 6月 「バリアフリー新法」公布、同年12月施行</p> <p>年齢、性別、身体的能力、言語などの違いにかかわらず、全ての人に配慮した環境、建物、製品、サービスなどを提供しようとするユニバーサルデザインに対する社会的要請が高まっている。</p> <p>本年2月定例県議会において、「ユニバーサルデザインの普及を図るため、庁内に推進本部を設置するなど、全庁的な推進体制を整備するとともに、ユニバーサルデザイン推進のためのガイドラインの策定をはじめとする、施策の具体化に取り組んでいく」旨を表明。</p>
内容	<p>ユニバーサルデザインの推進に全庁を挙げて取り組むため、ユニバーサルデザイン推進本部を設置する。</p> <p>組織</p> <p>1 本部会議</p> <p>[構成] 知事(本部長)、副知事(本部長代理)、企画部長(副本部長)、 庁議構成員</p> <p>[所掌] ・ユニバーサルデザインを推進するための指針に関すること ・ユニバーサルデザインを推進するための施策の総合調整に関する こと 等</p> <p>2 幹事会</p> <p>[構成] 企画部次長(幹事長)、部局連絡会議構成員</p> <p>[所掌] ・本部会議において協議すべき事項の企画及び調整</p> <p>3 庶務</p> <p>企画部企画課</p>

担当課 企画部企画課企画担当 (内1265)

ユニバーサルデザイン（UD）とは

年齢や性別、身体、言語など人々が持つ多様な特性や違いを意識することなく、だれにでも利用しやすいよう、あらかじめすべての人に配慮した環境、建物、製品等のデザインをしていこうという考え方

（1980年代にノースカロライナ州立大学（米）のロナルド・メイス氏によって明確にされた。）

ユニバーサルデザインの7原則

- だれにも公平に利用できること（公平性）
- 利用者に応じた使い方ができること（柔軟性）
- 使い方が簡単ですぐわかること（単純性と直感性）
- 必要な情報がすぐ理解できること（認知性）
- 使い方を間違えても、重大な結果とならないこと（安全性）
- 無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使えること（効率性）
- 利用者に応じたアクセスのしやすさと十分な空間が確保されていること（快適性）



- ・歩きやすい歩道、利用しやすい駅
- ・ノンステップバス
- ・多目的トイレ(手すり、ベビーシート装備等)
- ・わかりやすいサイン(看板、案内表示等)

ユニバーサルデザインは、プロセス（過程）を重視する

- 計画の段階から利用者の声が反映される
- 繰り返しによりデザインが進化していく
- 結果だけでなく、改善の積み重ねを重視する

ユニバーサルデザインとバリアフリー

